

養育費等に関する申告書（所得状況届・現況届添付用）

※市町村名： 前 橋 市  
 ※受付年月日：令和 年 月 日

- 養育費の取り決め状況
- 1 取り決めの有無及び方法  
 文書（公正証書・調停調書・審判調書・  
 ）・口頭・取り決めていない
  - 2 取り決めた額及び受取方法  
 取り決めた額：月額・年額（ 円）  
 児童が複数の場合の一人当たりの額：月額・年額（ 円）  
 受取方法：口座振込（親・児童）・現金手渡し（郵送を含む）

（令和 年中）※所得状況届・現況届提出の前年

- 前年（1月から12月までの1年間）に受け取った養育費

・養育費を支払った者 \_\_\_\_\_ ・離婚（事実婚解消を含む）した年月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

1月	円	4月	円	7月	円	10月	円
2月	円	5月	円	8月	円	11月	円
3月	円	6月	円	9月	円	12月	円
母・父が受け取った額の合計		円		児童が受け取った額の合計		円	

- 取り決め状況のとおり養育費が支払われていない場合、該当する欄に○印を付け、（ ）内に記入してください。

<input type="checkbox"/>	取り決めた額が支払われていない（ 年 月頃から）
<input type="checkbox"/>	取り決めたがまったく支払われていない（ 年 月頃から）
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日  
 氏 名

- 今年（1月から現在まで）受け取った養育費

1月	円	4月	円	7月	円	10月	円
2月	円	5月	円	8月	円	11月	円
3月	円	6月	円	9月	円	12月	円
母・父が受け取った額の合計		円		児童が受け取った額の合計		円	

- （注） 1 上記の※の欄は、市担当者が記入するので、記入する必要がありません。  
 2 「養育費を支払った者」欄には、その者の名前等を記入してください。前夫または前妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入してください。  
 3 「離婚した年月」欄には、養育費を支払った前夫又は前妻等と離婚した年月等、支給要件に該当するに至った年月を記載してください。  
 4 当該月の児童扶養手当の対象児童について支払われた額だけを記載してください。

(裏面)

## 養育費等に関する申告書の記入要領

### 1. この申告書の目的・趣旨

- ・この申告書は、前年に前夫又は前妻から養育費を受け取っているのかどうか、さらに受け取っている場合は、その額を確認するためのものです。

### 2. 養育費について

- ・前夫（児童扶養手当の支給対象となっている児童の父。以下同じ。）又は前妻（児童扶養手当の支給対象となっている児童の母。以下同じ。）から前年（1月から12月までの1年間に、受給者（養育者を除く）又は児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」という。）がある場合には、その額を記入してください。
- ・養育費は、児童扶養手当法施行令第3条により、児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告して下さい。申告額を過少に申告していたことが判明した場合、支給した手当を返還していただきます。
- ・養育費の合計額の欄に記入した額を、現況届の該当欄に記載して下さい。
- ・養育費として含まれるのは、具体的には次で定めるものです。

#### ●「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ①児童扶養手当を受給している母親が監護している児童の父親、又は、父親が監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母親が払ったものであること。
- ②受け取った者が、母親（代理人を含む）、父親（代理人を含む）、又は児童であること。
- ③父親から母親、母親から父親又は児童に支払われたものが金銭または有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
- ④父親から母親、母親から父親又は児童への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含む。）、郵送、母、父又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ⑤「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に係るある経費として支払われていること。

#### ●次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ①児童扶養手当を受給している母親が監護している手当対象児童の父親以外又は、父親が監護し、かつ、これと生計を同じくする手当対象児童の母親以外から支払われたもの。
- ②母親、父親又は児童以外の者が受け取っている場合
- ③支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
- ④支払方法が、母親、父親又は児童以外への者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

#### ●注意点

- ①受給者が未婚の母親である場合
  - ・父親が児童を認知しており、かつ、上記に当てはまる場合、「養育費」に該当します。
- ②自分の子だけではなく、他の子も養育している場合
  - ・自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記に当てはまる場合、「養育費」に該当します。